

定期コンテナ航路の開設に伴う港湾施設（係留施設）使用料減免要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、徳島小松島港コンテナターミナル（以下「本ターミナル」という。）を利用する定期コンテナ航路の新規開設を船社が行う場合の、徳島県港湾施設管理条例（昭和30年徳島県条例第32号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づく使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）「船社」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業を行うものをいう。

（2）「定期航路」とは、海上運送法第2条第3項に規定する定期航路事業に係る航路のうち、本ターミナルに原則週1回以上の頻度（ただし、気候条件、寄港地調整、計画運休等により寄港しない場合はこの限りでない。）で寄港するコンテナ航路をいう。

（3）「新規開設」とは、本ターミナルに寄港する定期航路を船社が新たに開設することをいう。

（使用料の減免）

第3条 次の表に掲げる減免の対象となる場合は、本県の政策を遂行する上で、使用料の減免について特別の事由があると認められるものとし、減免の対象となる使用料及び減免額は、同表に掲げるとおりとする。

減免の対象となる場合	減免の対象となる使用料	減免額
令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、本ターミナルを利用する定期航路を新規開設することに伴う港湾施設の使用である場合。 ただし、減免対象期間は、初入港から1年間以内とする。	係留に係る岸壁使用料	使用料の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）

（使用料の減免申請）

第4条 使用料の減免を受けようとする者は、港湾施設（係留施設）使用料金減免申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年11月2日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名 〕

港湾施設（係留施設）使用料金減免申請書

定期コンテナ航路の開設に伴う港湾施設（係留施設）使用料金減免要綱第 2 条の規定により、港湾施設（係留施設）使用許可に伴う使用料金について、減免して下さるようお願いいたします。

1 定期コンテナ航路名
徳島小松島港～

2 船名及びトン数

3 使用期間
年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

4 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先